二　附則第十二条の四第三項第三号又は第五号の規定により相続人等が前相続人等から被災住宅用地の全部等を取得した場合　これらの規定により前相続人等が従前所有者等（これらの規定により前相続人等から当該被災住宅用地の全部等を取得した場合における当該被災住宅用地の全部等を取得した前相続人等に係る前相続人等を含む。）から取得した当該被災住宅用地の全部等のうち、これらの規定により相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が当該前相続人等から取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積

3　政令附則第十二条の四第七項第二号ロに規定する特例適用住居数は、同号ロのその全部が別荘の用に供されていた住居以外の住居が、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分又はその一部であつた場合には、当該部分の数による。

4　法附則第十六条の二第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地（以下この項から第九項までにおいて「被災共用土地」という。）が同条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により住宅用地とみなされた土地（以下この項において「住宅用地とみなされた土地」という。）である部分及び住宅用地とみなされた土地以外の土地（第九項において「非住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

二　被災共用土地が法附則第十六条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地（以下この条において「小規模住宅用地」という。）である部分及び小規模住宅用地以外の住宅用地とみなされた土地（以下この条において「一般住宅用地」という。）である部分を併せ有する土地である場合

5　被災共用土地の面積が当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋（法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋をいう。以下この条において同じ。）の床面積の十倍の面積以下である場合における同条第三項の規定による当該被災共用土地に係る持分の割合の補正は、当該持分の割合に、当該被災共用土地に係る次の表の上欄に掲げる被災共用土地納税義務者（同項に規定する被災共用土地納税義務者をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に定める算式により計算した数値を乗じて行うものとする。

被災共用土地納税義務者の区分	算式
一　次に掲げる各被災共用土地納税義務者 イ　平成二十八年度に係る賦課期日においてその全部が人の居住の用に供されていた専有部分（その全部又は一部が別荘（政令第三十六条第二項に規定する別荘をいう。）第三号において同じ。）の用に供されていたものを除く。）以下この号及び次号において同じ。）を平成二十八年四月十三日において所有していた者（以下この項において「特例対象者」という。）で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日に当該被災共用土地に係る共有持分を有しているもの（特例対象者で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地に係る共有持分を有しているもの（同月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者を除く。）に限る。） ロ　相続人等で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地に係る共有持分を有しているもの（特例対象者で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地に係る共有持分を有しているもの（同月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者を除く。）を除く。）	（１／Ａ）×（Ｂ×Ｃ）／Ｄ） （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　当該被災共用土地の面積 Ｄ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分の面積

ロ　政令附則第十二条の四第三項第三号から第五号までの規定により特例対象者がおいらその者が平成二十八年四月十三日においていた当該被災共用土地に係るいて有していた当該被災共用土地に係る共有持分（以下この項及び次項において「持分」という。）を取得した同条第四項第一号イに規定する相続人等（同条第三項第三号又は第五号の規定により相続人等から取得した相続人等を含む。）以下この項において「相続人等」という。）で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地に係る共有持分を有しているもの

二　次に掲げる各被災共用土地納税義務者

イ　特例対象者で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積にその者の当該被災共用土地に係る共有持分（平成二十八年四月十四日以後に当該被災共用土地に係る共有持分を取得した者が当該被災共用土地に係る共有持分を除く。）以下このイにおいて同じ。）の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

ロ　相続人等で平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災共用土地の面積に相続等に係る共有持分の割合を乗じて得た面積が二百平方メートルを超えることとなる当該共有持分を有しているもの

	イ　（１／Ａ）×｛Ｂ×（（Ｃ＋（200平方メートル×Ｄ－Ｅ×Ｆ））×（Ｅ×Ｇ－Ｃ））／Ｊ）＋Ｋ×（（Ｅ×Ｇ－Ｃ－（200平方メートル×Ｉ））／（Ｅ×Ｈ－200平方メートル×Ｉ））／Ｌ）｝×（１／Ｇ） ロ　（１／Ａ）×（（Ｂ×Ｅ）／Ｊ） Ｊ＜Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはイの算式を用い、Ｊ≧Ｅ×（Ｆ＋Ｈ）である場合にはロの算式を用いる。 （算式の符号） Ａ　当該被災共用土地に係る固定資産税の課税標準となるべき額 Ｂ　当該被災共用土地に係る小規模住宅用地である部分に係る固定資産税の課税標準に相当する額 Ｃ　200平方メートル（前号イに掲げる被災共用土地納税義務者又は同号ロに掲げる相続人等に係る特例対象者（Ｄにおいて「専有部分の従前所有者」という。）が所有していた専有部分が2以上の部分に独立的に区画されていた場合には、200平方メートルに当該専有部分に存した住居の数（Ｄ及びＩにおいて「専有部分の住居数」という。）を乗じて得た面積とする。以下この項及び次項において同じ。）以下となる当該専有部分を有しているもの